

第11回

公開セミナー & 雇用労働相談会

日時 平成29年2月28日（火）14:00～17:00

場所 大阪府社会保険労務士会館 3階大会議室

大阪市北区天満2-1-30（天満橋駅 2番出口・13番出口・18番出口から徒歩5分）

参加料
無料
どなたでも
参加可！

1 14:00～15:00 「無期転換とキャリアアップ助成金」について

【講師】特定社会保険労務士（センター相談員）加藤 有美 氏

厨房機器メーカー、厚生労働省所管社団法人、社会保険労務士法人の勤務を経て、平成25年12月に開業。
平成24年5月に特定社会保険労務士付記。相談者の気持ちに寄り添ったきめ細かい対応をモットーに、就業規則作成、
労働相談、労働・社会保険手続きのほか、キャリアコンサルタント、産業カウンセラーとしても活動している。
社会保険労務士事務所ユア・サポート代表。



2 15:00～16:00 「労働契約法に基づく無期転換ルールの

導入に向けた対応策と雇用指針」について

【講師】弁護士（センター相談員）三好 吉安 氏

裁判所職員（事務官・書記官）勤務を経て、平成14年10月から弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所。現在は同事務所の
パートナー弁護士。関西大学法科大学院非常勤講師。平成17年8月から約1年半、中国上海にて研修・留学。
主に使用者側代理人として、労働審判や団体交渉を数多く手掛けている。



3 16:10～16:20 質疑応答

4 16:20～17:00 雇用労働相談【相談対応者】弁護士（センター相談員）・社会保険労務士（センター相談員）

① 有期契約労働者等の正規または無期雇用転換、人材育成、処遇改善に取り組む事業主への支援策として、昨年8月にも拡充された「キャリアアップ助成金」の概要、申請方法、受給に際してのポイントなどを解説します。

② 平成30年4月から、有期労働契約が更新されて通算5年を超えるときは、労働者の申し込みによって、期間の定めのない雇用（無期労働契約）に転換されるという、「無期転換ルール」への本格的な対応が求められています。その前に、ルールの理解を深めましょう。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。また、セミナー終了後の雇用労働相談会では、弁護士・社会保険労務士が個別のご相談に対応いたします。こちら是非ご参加ください。

第11回 公開セミナー & 雇用労働相談会 参加申込書

申込締切：平成29年2月27日（月）

会社名 参加者職・氏名

電話番号 m a i l

住所

定員

80名

セミナー終了後に相談を希望する 後日相談を希望する（相談場所：雇用労働相談センター）

● お問い合わせ・セミナーお申込み

関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」事務局

TEL：06-6136-3194 FAX：06-6371-3195 E-mail：info@kecc.jp

相談・お問い合わせ対応時間：月曜日～金曜日の11時～20時（祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く）

雇用労働相談センターは雇用・労働に関する 疑問・お悩み の相談センターです！
先ずはお電話かメールでご相談を！！

雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるもので、新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が採用や雇用といった日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく、円滑に事業展開できるように各種相談サービス、セミナー等を実施しサポートしています。

* 雇用労働相談センターは、労使間で生じた個別労働紛争の解決を目的とした施設ではありません。

